

事 務 連 絡

平成 27 年 12 月 18 日

日本年金機構厚生年金保険部長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を
改正する法律による健康保険法及び船員保険法改正内容の一部に関する
Q&Aの送付について

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）につきましては、平成 27 年 5 月 29 日に公布、同日以降順次施行されることとされ、追って関係政令及び関係省令の公布に合わせて改正内容につき通知することとしておりますが、これらのうち健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）及び船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）の改正に関するものの一部について、現在検討している内容を Q&A 方式でとりまとめ別紙にて送付しますので、その円滑な実施に特段の御配慮をお願い致します。

なお、平成 27 年 12 月 18 日付け事務連絡をもって厚生労働省保険局保険課から全国健康保険協会あて通知されましたので、参考として添付します。

※以下、「法」とあるのは、改正法第5条の規定による改正後の健康保険法を指す。

(施行期日は、平成28年4月1日)

1. 標準報酬月額等級区分の追加について

問1 法改正により追加された標準報酬月額の等級の適用については、平成28年4月から同年8月までの間、前年の定時決定（又はそれ以降の直近の随時改定）の際の報酬月額を新しい等級にあてはめるといふことか。

(回答)

貴見のとおり。平成28年3月の標準報酬月額の基礎となった報酬月額が123万5千円以上である場合、当該報酬月額を新しく追加される等級にあてはめ、厚生労働大臣又は健康保険組合（以下「保険者等」という。）の職権で改定することとなる。したがって、事業主からの新たな届出を要しない。

問2 随時改定により、平成28年4月に標準報酬月額を改定する場合であっても、上記に基づき保険者等が職権改定を行うのか。

(回答)

平成28年4月から標準報酬月額を改定されるべき者については、随時改定が優先する。したがって、事業主から随時改定に伴う届出が必要である。

問3 随時改定に関して、第49級（133万円）から最高等級へと改定する際に、実質的に2等級の差が生じていることを目安となる報酬月額はいくらになるのか。

<参考> 現行：第46級（115万円）→1,245,000円以上

(回答)

下記の額とする予定。（通知改正事項）

平成28年4月1日以降 第49級（133万円）→1,415,000円以上

問4 改正後の標準賞与額について、573万円を年度の上限としているが、平成28年4月以降に受けた賞与を累計するのか。

(回答)

貴見のとおり。

事 務 連 絡

平成 27 年 12 月 18 日

全国健康保険協会 御中

厚生労働省保険局保険課

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を
改正する法律による健康保険法及び船員保険法改正内容の一部に関する
Q & A の送付について

医療保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）につきましては、平成 27 年 5 月 29 日に公布、同日以降順次施行されることとされ、追って関係政令及び関係省令の公布に合わせて改正内容につき通知することとしておりますが、これらのうち健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）及び船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）の改正に関するものの一部について、現在検討している内容を Q & A 方式でとりまとめ別添にて送付しますので、その円滑な実施に特段の御配慮をお願い致します。

※以下、「法」とあるのは、改正法第5条の規定による改正後の健康保険法を指す。

(施行期日は、平成28年4月1日)

1. 標準報酬月額等級区分の追加について

問1 法改正により追加された標準報酬月額等級の適用については、平成28年4月から同年8月までの間、前年の定時決定（又はそれ以降の直近の随時改定）の際の報酬月額を新しい等級にあてはめるといふことか。

(回答)

貴見のとおり。平成28年3月の標準報酬月額の基礎となった報酬月額が123万5千円以上である場合、当該報酬月額を新しく追加される等級にあてはめ、厚生労働大臣又は健康保険組合（以下「保険者等」という。）の職権で改定することとなる。したがって、事業主からの新たな届出を要しない。

問2 随時改定により、平成28年4月に標準報酬月額を改定する場合であっても、上記に基づき保険者等が職権改定を行うのか。

(回答)

平成28年4月から標準報酬月額を改定されるべき者については、随時改定が優先する。したがって、事業主から随時改定に伴う届出が必要である。

問3 随時改定に関して、第49級（133万円）から最高等級へと改定する際に、実質的に2等級の差が生じていることを目安となる報酬月額はいくらになるのか。

<参考> 現行：第46級（115万円）→1,245,000円以上

(回答)

下記の額とする予定。（通知改正事項）

平成28年4月1日以降 第49級（133万円）→1,415,000円以上

問4 改正後の標準賞与額について、573万円を年度の上限としているが、平成28年4月以降に受けた賞与を累計するのか。

(回答)

貴見のとおり。

2. 傷病手当金及び出産手当金の見直しについて

問5 改正後の傷病手当金の額の算定方法については、「支給を始める日」の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。）を平均することとされているが、一旦傷病手当金の額を決定すれば、その後標準報酬月額の変動があったとしても、傷病手当金の額は変更しないということか。

（回答）

貴見のとおり。今回の改正により、傷病手当金の額はその支給を始める日において固定されることとなる。

ただし、平均の算定に用いた標準報酬月額を遡及して修正する必要がある場合は、傷病手当金の額についても修正が必要である。

問6 「支給を始める日」とは、実際に傷病手当金の支給を始める日を指すのか。

（回答）

貴見のとおり。したがって、報酬等との調整により傷病手当金の支給が停止されている場合は、報酬等の支給が停止された日又は報酬の減額支給によりその支給額が傷病手当金の額より少なくなった日が、「支給を始める日」となる。

問7 3日の待期期間が経過した日において報酬等が支給されている場合は、傷病手当金との併給調整をすべきか判断するため、標準報酬月額の平均を算定する必要があるが、算定の結果傷病手当金を支給しないこととなった場合は、実際に支給された日において再度平均を算定する必要があるのか。

（回答）

貴見のとおり。待期期間の経過した日を、「傷病手当金の支給を始める日と仮定した日」として、標準報酬月額の平均を算定する必要があるが、併給調整の結果、傷病手当金が支給されない場合は、当該日は「支給を始める日」には該当せず、実際に支給された日をもって「支給を始める日」が確定することとなる。また、併給調整の結果、傷病手当金が支給されない期間については「支給を始める日」が確定していないことから、毎月、直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額の平均を算定することとなることに留意されたい。

問8 1つの傷病について傷病手当金の支給を受けている期間中に、別の傷病についても傷病手当金の支給要件を満たしている場合は、どのように額を算定すればよいのか。

(回答)

後の傷病に係る待期期間の経過した日を「後の傷病に係る傷病手当金の支給を始める日」として額を算定し、前の傷病に係る傷病手当金の額と比較し、いずれか多い額を支給する。この場合、後の傷病に係る傷病手当金の「支給を始める日」が確定するため、前の傷病手当金の支給が終了又は停止した日において、後の傷病手当金について再度額を算定する必要はない。

問9 被保険者が、傷病手当金の支給を始めた日以降に保険者を異動し、同一の傷病について新たに加入した保険者から傷病手当金の支給を受ける場合は、当該新たに加入した保険者において傷病手当金の額を再度算定する必要があるか。

(回答)

「支給を始める日」は、保険者ごとに決まるものであるため、保険者の異動があれば、新たに加入した保険者において傷病手当金の額を再度算定する必要がある。被保険者資格の喪失及び取得により保険者を異動する場合に限らず、事業所の編入により保険者を異動する場合も同様であることに留意されたい。

問10 傷病手当金の支給は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病について、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとされているが、この場合の「支給を始めた日」はいつになるのか。

(回答)

この場合における「支給を始めた日」は、1つの疾病等について実際に支給を始めた日である。問9の場合のように、傷病手当金の支給を始めた日以降に保険者の異動があった場合でも、1年6月の起算日となる「支給を始めた日」は、あくまで1つの疾病等について実際に支給を始めた日であることに留意されたい。

問 11 平均の算定の対象となる標準報酬月額は、「被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る」とされているため、直近の継続した 12 月以内に保険者の異動があれば、前に属していた保険者等により定められた標準報酬月額は平均の算定には用いないということによいか。

(回答)

貴見のとおり。この場合は、

- (1) 当該被保険者が現に属する保険者等により定められた直近の継続した各月の標準報酬月額の平均額
 - (2) 当該被保険者が現に属する保険者が管掌する全被保険者（任意継続被保険者及び特定健康保険組合にあっては特例退職被保険者を含む。）の標準報酬月額（傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の 9 月 30 日時点のもの）の平均額
- のいずれか少ない額を用いて、傷病手当金の額を決定することとなる。

問 12 直近の継続した 12 月以内において、被保険者の所属していた健康保険組合に合併、分割又は解散があった場合は、当該事象が発生する前に定められた標準報酬月額は平均の算定に加えてよいか。

(回答)

従前の保険者の権利義務の承継が行われるため、貴見のとおりとなる。なお、事業所編入により保険者を異動する場合においては、事務の引継を行うこととなるが、権利義務の承継は行われなため、取扱いが異なることに留意されたい。

問 13 被保険者が転勤、転職等の理由により使用される適用事業所に変更があった場合でも、変更前と変更後の適用事業所が同一の保険者に所属していれば、いずれの期間の標準報酬月額も平均の算定対象となるか。

(回答)

被保険者が現に属する保険者等により定められた標準報酬月額が対象であるため、当該被保険者が使用される適用事業所に変更があった場合でも、同一の保険者等において直近の継続した 12 月間の標準報酬月額があれば、平均の算定対象となる。

問 14 直近の継続した 12 月以内において、たとえば、A 健康保険組合に加入していた被保険者が、

(X) 月 10 日 資格喪失し、国民健康保険に加入

(X + 1) 月 1 日 資格取得し、A 健康保険組合に再加入

した場合などは、X 月において A 健康保険組合により定められた標準報酬月額が存在するため、当該標準報酬月額も平均の算定対象としてよいか。

(回答)

貴見のとおり。被保険者が現に属する保険者等により定められた標準報酬月額が 12 月あることが要件であるため、被保険者が現に属する保険者における被保険者期間が 1 年間継続している必要はない。

問 15 同一の月内で被保険者資格の喪失及び取得が発生したことにより、同一の保険者等において定められた標準報酬月額が 2 以上がある場合は、平均の算定に当たり当該月の標準報酬月額はいずれのものを用いるのか。

(回答)

同一の月に 2 以上の標準報酬月額がある場合は、当該月において最後に定められた標準報酬月額を用いることとする。ただし、傷病手当金の支給を始める日の属する月においては、その支給を始める日において定められている標準報酬月額とし、その後同一の月において標準報酬月額に変更があった場合でも、当該月において最後に定められた標準報酬月額に変更の上再算定を行うことは要しない。

問 16 法第 104 条の規定により被保険者であった者が資格喪失後の継続給付を受ける場合において、被保険者期間中は報酬との調整により傷病手当金の支給が停止されていたときは、当該被保険者の資格を喪失した日から傷病手当金の支給を始めることとなる。この場合において、当該被保険者が任意継続被保険者となるときは、傷病手当金の支給を始める日の属する月において任意継続被保険者としての標準報酬月額が存在するが、当該標準報酬月額も平均の算定対象に含めるのか。

(回答)

被保険者（任意継続被保険者を除く。）の資格喪失日以後に傷病手当金の支給を始める場合は、任意継続被保険者となった日以後の標準報酬月額は平均の算定対象に含めず、「傷病手当金の支給を始める日」を「被保険者の資格を喪失した日の前日」と読み替えて、被保険者資格を喪失した日の前日において当該被保険者が属していた保険者等により定められた標準報酬月額を、平均の算定に当たって用いることとする（すなわち、強制被保険者期間中の標準報酬月額を用いることとなる）。

問 17 問 16 の場合において、被保険者の資格喪失した日において国民健康保険に加入したときは、どの標準報酬月額を用いるのか。

(回答)

問 16 の回答と同様に、「傷病手当金の支給を始める日」を「被保険者の資格を喪失した日の前日」と読み替えて、被保険者資格を喪失した日の前日において当該被保険者が属していた保険者等により定められた標準報酬月額を用いることとする。

問 18 直近の継続した 12 月間の各月の標準報酬月額について、被保険者が現に属する保険者において任意継続被保険者である期間が含まれているときは、当該期間の標準報酬月額も平均の算定に用いてよいか。

(回答)

同一保険者内の任意継続被保険者期間中の標準報酬月額についても、平均の算定に用いることとする。

ただし、問 16 及び問 17 の場合において、被保険者資格を喪失した日の前日において当該被保険者が属していた保険者等により定められた標準報酬月額を用いる場合は、法第 104 条の規定により、「被保険者の資格を喪失した日の前日まで引き続き 1 年以上被保険者（任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。）であった者」が要件となっていることから、任意継続被保険者期間中の標準報酬月額を用いるケースはないことに留意されたい。

問 19 改正法の附則第 19 条では、平成 28 年 3 月 31 日までの分として支給される傷病手当金の額は、なお従前の例によるものとされていることから、例えば、平成 28 年 4 月 15 日に「平成 28 年 3 月 15 日～同年 4 月 14 日」の分としての請求があった場合は、平成 28 年 4 月 1 日を境に算定方法が変わるということによいか。

(回答)

貴見のとおり。傷病手当金は日単位で支給するものであるため、問 19 の事例でいえば、3 月 15 日～3 月 31 日の分は改正前の算定方法により額を決定し、4 月 1 日～4 月 14 日の分は、改正後の算定方法により額を決定することとなる。

なお、4 月 1 日以降の支給分の算定に当たっての「支給を始める日」は、現に属する保険者が実際に当該傷病手当金の支給を始めた日であるため、事例において平成 28 年 3 月 15 日から傷病手当金の支給を始めたのであれば、同日の属する月以前の直近の継続した 12 月間の各月の標準報酬月額を平均した額を基礎として、平成 28 年 4 月 1 日以降の傷病手当金の額を決定する。

問 20 出産手当金の支給については、傷病手当金の算定方法を準用するというのでよいか。

(回答)

貴見のとおり。

問 21 傷病手当金の支給期間中に出産手当金の支給事由が発生した場合は、それぞれの「支給を始める日」を基準に支給額を算定するため、傷病手当金の額と出産手当金の額が異なることがあり得るのか。

(回答)

貴見のとおり。このため、法第 103 条第 1 項の規定により、出産手当金の額の方が多ければ、その期間傷病手当金は支給しないこととしている。ただし、出産手当金の額の方が少ない場合は、傷病手当金との差額を支給することとしている。

問 22 レセプト等から、被保険者から請求のあった傷病手当金の請求期間よりも前から労務不能であったと推測される場合、保険者において労務不能であったと判断した期間から請求するように求めても良いか。

(回答)

保険給付を受ける権利について、その権利を行使するか否かは被保険者の意思に委ねられることから、被保険者の意思に反して保険者から請求を強制することはできない。

問 23 傷病手当金又は出産手当金の付加給付について、いわゆる「みなし規定」により付加給付のみが支給される場合、法定給付が支給されていないことから「支給を始める日」は確定していないため、法定給付が実際に支給された日をもって「支給を始める日」が確定することとなるか。

(回答)

貴見のとおり。よって、付加給付のみが支給される期間は、月ごとに直近の継続した 12 月間の各月の標準報酬月額を平均を算定することとなるため、月によって支給額が変更される場合が有り得ることに留意されたい。

3. 船員保険法における傷病手当金及び出産手当金の見直しについて

上記2（問11、12、16から18（ただし書の部分に限る。）まで及び23を除く。）については、船員保険も同様の考え方であるが、船員保険特有の考え方については以下のとおりである。

問24 船員保険では、疾病任意継続被保険者について、当該被保険者期間中に発した傷病についても傷病手当金の支給の対象となるが、この場合は、疾病任意継続被保険者の標準報酬月額も平均の算定対象とするのか。

（回答）

貴見のとおり。

問25 被保険者であった者については、改正法による改正後の船員保険法第69条第2項の規定により、その資格を喪失した日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額を用いることとされている。当該資格を喪失した日が月の初日である場合、当該月においては標準報酬月額が存在しないが、どうすればよいか。

（回答）

上記の場合は、「被保険者の資格を喪失した日の前日の属する月」と読み替えることとする。

問26 出産手当金の額の算定に当たっては、傷病手当金の額の算定方法を準用することとされている。報酬等の調整により、疾病任意継続被保険者となった日以後に出産手当金の支給を始める場合、その額の算定に当たっては疾病任意継続被保険者の標準報酬月額を算定対象に含めるのか。

（回答）

任意継続被保険者となった日以後に出産手当金の支給を始める場合については、健康保険における出産手当金の算定方法によることとし、「当該疾病任意継続被保険者の資格を取得した日の前日の属する月」と読み替えることとする（すなわち、強制被保険者期間の標準報酬月額を用いる）。疾病任意継続被保険者であった者が出産手当金の支給を受け始める場合も同様である。